

総務財政委員会 令和3年11月30日・12月1日
総務部 資料7番
所管 人事課

## 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

### 1 改正の主な内容

特別給（期末手当）〔第16条及び第29条〕

- ・年間の支給月数を0.15月引下げ（現行2.55月→2.40月）

#### 【現行】

	6月	12月	3月	計
期末手当	1.125月	1.175月	0.25月	2.55月

#### 【改正後】

	令和3年度				令和4年度以降			
	6月	12月	3月	計	6月	12月	3月	計
期末手当	1.125月	1.175月	0.10月	2.40月	1.05月	1.10月	0.25月	2.40月

### 2 改正理由

民間給与実態調査の結果、特別給については、職員の支給月数が民間の支給割合を0.13月分上回っていた。

民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.15月引下げ2.40月とする。

### 3 施行予定日

令和3年度分は公布の日、令和4年度以降分は令和4年4月1日

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第17条から第28条まで（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>4（現行のとおり）</p> <p>第30条から第33条まで（現行のとおり）</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p>令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>3月に支給する場合には100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
令和元年10月4日 条例第26号	令和元年10月4日 条例第26号
第1条から第15条まで（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）	第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）
第16条（現行のとおり）	第16条（略）
2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3（現行のとおり）	3（略）
4（現行のとおり）	4（略）
第17条から第28条まで（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）	第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）
第29条（現行のとおり）	第29条（略）
2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>3月に支給する場合には100分の25、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の110</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、 <u>3月に支給する場合には100分の10、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5</u> を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
3（現行のとおり）	3（略）
4（現行のとおり）	4（略）
第30条から第33条まで（現行のとおり）	第30条から第33条まで（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</u>	